

報告第 1 号

専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和元年 5 月 21 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

専 決 処 分 書

桐生市市税条例等の一部を改正する条例

上記について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日

桐生市長 亀 山 豊 文

桐生市条例第 10 号

桐生市市税条例等の一部を改正する条例

(桐生市市税条例の一部改正)

第 1 条 桐生市市税条例(平成 10 年桐生市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項(同条第 9 項)」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項(同条第 7 項)」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金

を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項の表以外の部分中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第2号イ	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号イ	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号イ	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 22 条第 3 項第 1 号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第 4 項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「「仮換地等)」を「「特定仮換地等)」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。
(桐生市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 桐生市市税条例等の一部を改正する条例(平成 29 年桐生市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 82 条の改正規定中

ア 軽自動車

(ア)2 輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600 円
(イ)3 輪のもの	年額	3,900 円
(ウ)4 輪以上のもの		
a 乗用のもの		
営業用	年額	6,900 円
自家用	年額	10,800 円
b 貨物用のもの		
営業用	年額	3,800 円
自家用	年額	5,000 円
(エ)専ら雪上を走行するもの	年額	3,600 円

イ 小型特殊自動車

(ア)農耕作業用のもの	年額	2,400 円
(イ)その他のもの	年額	5,900 円

を

ア 軽自動車

(ア)2 輪のもの(側車付のものを含む。)	年額	3,600 円
(イ)3 輪のもの	年額	3,900 円
(ウ)4 輪以上のもの		
a 乗用のもの		
営業用	年額	6,900 円
自家用	年額	10,800 円
b 貨物用のもの		
営業用	年額	3,800 円

自家用	年額	5,000 円
(エ)専ら雪上を走行するもの	年額	3,600 円
イ 小型特殊自動車		
(ア)農耕作業用のもの	年額	2,400 円
(イ)その他のもの	年額	5,900 円

に改め、附則第 15 条の次に 5 条を加える改正規定（附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加える。

第 2 条のうち、附則第 16 条の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30 条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、第 1 条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報 告 説 明

報告第1号 専決処分(桐生市市税条例等の一部改正)の承認を求めるについて

平成31年3月29日付けをもって地方税法等の一部が改正されたことに伴い、桐生市市税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、平成31年3月29日に専決処分をもって措置したものです。

主な内容は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除期間を3年間延長するとともに、法律の改正によって生じた、適用条項のずれの修正及び法律を引用する条文の文言整理を行うものです。